川西市業務継続計画(BCP)令和3年10月修正概要版

₩川西市 Kawanishi City

はじめに

川西市では、平成26年3月に川西市業務継続計画(BCP)【地震編】を 策定した。しかし、国のガイドライン等の改定「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月改定)、市町村のための 業務継続計画作成ガイド(平成27年5月策定)」を受けて、業務継続計画を 修正し、大規模災害への対策を講じる。

【主な改定内容】

近年の災害事例等を踏まえ、対象とする災害を地震のみならず、自然災害全般に拡大

東日本大震災の教訓を踏まえ、代替庁舎を事前に特定することの重要性 を強調

発災時の職員の安全確保、円滑に応援が受けられる体制の整備を図ることの重要性について記載

第1章 基本的事項

1 計画の目的 2 地域防災計画との関係

地震等の大規模災害により行政機能が低下した場合においても、地方公共団体は住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有しており、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うこととなる。

一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、実施しなければならない業務(以下、「非常時優先業務」という。)をあらかじめ特定し、対策を講じることを本計画の目的とする。

東務リベル (質・量合わせた水準)

中が世間の活用により (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある (大量発生を招き、本来業務の実施を対して、本来を対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の主に対して、本来業務の実施を対して、本来業務の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業務の主に対して、本来業の主に対して、本来等の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来等の主に対して、本来等の主に対して、本来等の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来業の主に対して、本来等の主に対しないると、本来等の主に対して、本来等の主に対しないるといる。まれまなりを、まれまなりを、まれまりまれまなりままなりを、まれまなりを、まれまなりを、まれまなりを、まれまなりを、まなりを、まま



3 基本方針

【基本方針】

平常業務は、庁舎やライフラインの被害、職員の参集状況を想定し、 市民の生命、身体及び財産の保護、市の行政機能の維持に必要な業務 を非常時優先業務として実施し、それ以外の平常業務を休止・抑制す る。

非常時優先業務の内、特に災害応急対策業務を最優先に実施する。 非常時優先業務の実施にあたり、必要となる人的・物的資源の確保・ 配分については全庁的な調整を実施する。

4 情報システムに関する業務継続計画について

市が実施する多くの業務に必要不可欠となっている「情報システム」は、災害時において早期に稼働していることが非常時優先業務を円滑に行うために極めて重要となる。そこで、本業務継続計画の細部計画として、災害時における情報システムに関する業務継続計画「ICT部門の基礎的業務継続計画」を別に作成することとする。

5 運用体制

(1)対象とする組織

川西市行政組織に規定する全組織及び災害対策本部各部とする。

(2)災害時の運用

地域防災計画に規定する地震時は防災指令第2号、風水害時は防災指令第3号が発令された場合、自動的に非常時優先業務の実施体制に移行することとし、発災後1ヶ月以内まで適用することとする(応援受け入れについては、必要に応じ、発災後1ヶ月以降も実施する)。また、1ヶ月以内に災害対策本部が廃止若しくはその他平常業務についても実施が可能な状況となった場合は、災害対策本部長の宣言により業務継続計画の実施体制を解除することとする。

(3)平常時の運用

業務継続計画の周知

市各部が作成する災害応急対策マニュアルの見直し 非常時優先業務(各課平常業務)実施マニュアルの作成 対策の実施

業務継続体制の見直し

(4)計画の改訂

業務継続計画は、現時点における資源の確保状況や対応能力の下、第2章に規定する一定の条件に基づいて作成した計画である。規定する条件が変化する他、組織改正や地域防災計画の修正等により、修正が想定されるため、必要に応じて改訂することとする。

第2章 被害状況の想定

1 想定する災害

業務継続計画で想定する災害は、事前の予測が困難であり、突発的に発生する地震の内、職員参集等において最も条件が悪くなる可能性が高い「六甲・淡路島断層帯地震」、条件は「冬の午後6時、風速6m/s以上」とする。

2~4 人的・物的・ライフライン・交通機関・各拠点の被害想定

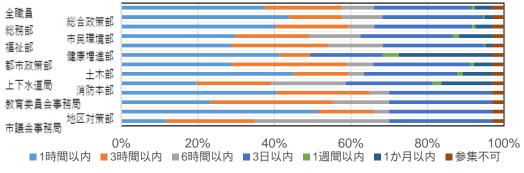
(人・棟)	人口	死者数	負傷者数	避難者数	建物総数	全壊・ 焼失数	半壊数
想定数	156,574	901	3,087	46,493	60,509	14,276	7,644
(参考)県南部地震		4	551	2,074		554	2,728

【建物被害想定】

市職員が参集する拠点施設は、耐震性が確保されているが、震度7の揺れにより、中間階の変形等により、一時的に施設内の立ち入れが制限される施設が発生する。なお、通常は本庁舎が災害対応において主たる施設であるが、建物被害により使用できない場合は、消防本部庁舎を代替庁舎として使用するものとする。

5 職員の参集予測

1時間以内に参集可能な職員数は、全体の37.4%となり、6時間以内に参集可能な職員は、66.1%となる。



参集	枢	全職員	総合政策部	総務部	市民環境部	福祉部	健康増進部	都市政策部	土木部	上下水道局	消防本部	教育委員会事務局	地区対策部	市議会事務局
1時間以	人内	37.4%	43.8%	40.3%	29.8%	28.6%	41.4%	28.8%	44.9%	19.6%	40.5%	23.3%	51.6%	11.7%
3時間以	人内	57.7%	57.8%	59.5%	49.1%	54.1%	49.3%	59.0%	59.4%	39.1%	64.9%	55.3%	66.2%	35.0%
6時間以	内	66.1%	68.3%	66.2%	62.6%	68.4%	49.3%	65.9%	63.4%	58.7%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
3日以	内	91.5%	94.6%	91.7%	86.7%	94.8%	68.3%	91.3%	87.8%	81.3%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
1週間り	人内	92.3%	94.9%	92.5%	88.2%	95.1%	72.6%	92.1%	89.2%	83.6%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
1か月以	内	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
参集不	可	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

第3章 非常時優先業務の特定

1 非常時優先業務特定結果

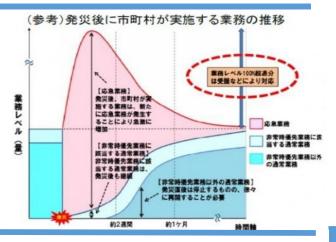
災害応急対策業務及び優先平常業務について、開始目標時期を「6時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「1週間以内」、「1ヶ月以内」の5段階に分類。「市民及び職員の生命・身体の保護」、「財産の保護」、「法的処理の期間・期日の順守」、「個人情報や権利の保護」、「その他の保護、維持」の5つの視点に基づき市民生活への影響度を分析し、1ヶ月以内に実施すべき業務を優先平常業務とした。

【非常時優先業務(抜粋)】

1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1							
開始時間	災害応急対策業務	優先平常業務					
6時間以内	・職員の安否確認・本部及び部内各班との連絡調整・所管施設等の被害状況確認 (災害応急対策に関係する施設)・災害対策本部の設置・避難所の設置	・市長及び副市長の秘書 ・現金の出納及び保管 ・庁舎及及び設備の維持管理 ・各システムに係る維持管理 ・救急救助業務に関すること ・火災の原因損害等の災害調査					
1日以内	・応援協力要請のとりまとめ ・災害救助法の適用申請(4号) ・食糧、生活品の必要量の算定 ・避難行動要支援者の避難、誘導 ・応急給水、給水拠点の設置 ・児童、生徒等の被害調査	・所管施設等の被害状況確認 (災害応急対策に関係しない施設)・公印の管理・死亡届受付、埋火葬管理・火災予防の査察及び指導・市有建築物の施工、管理					
3日以内	・受援に関する業務 ・災害記録のとりまとめ ・罹災証明書の発行受付 ・災害廃棄物の処理計画策定 ・遺体安置所の管理 ・災害ボランティアセンター開設	・職員の人事、服務関係事務 ・戸籍、住民システムの再開 ・生活ごみの収集 ・感染症発生に対する対応 ・保育所の開設判断の応急点検 ・議会としての対応を協議					
1週間以内	・災害救助法に関する事務処理 ・災害時臨時広報誌の発行 ・災害廃棄物集積場の設置 ・災害義援金等の支給、配分 ・農林関係の被害状況調査	・各種証明発行業務 ・職員の給与、福利厚生業務 ・市民相談に関すること ・障害者の生活介護事業 ・学校教務再開に向けた支援					
1ヶ月以内	・災害に関する予算に関すること ・災害廃棄物の処理 ・応急仮設住宅の設置、応急修理 ・被災児童の心のケア、教育相談	・公金等の収納、徴収、調定 ・広報誌発行(例月分) ・中小企業の支援事業 ・土木施設の災害復旧事業					

第4章 受援体制の構築

1 基本的事項



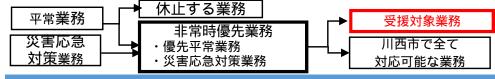
2 受援本部の体制

大規模災害時における応援を円滑に受け入れるために、応援受け入れの総合窓口として受援本部を災害対策本部に設置することとし、総務部人事班に受援に関する全体調整を行う受援担当者を設置する。

第5章 人的支援受入計画

1~4 基本的な考え方、対象業務特定、受入手順、事務フロー

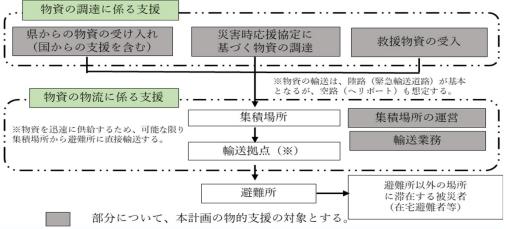
大規模災害発生時には、職員の被災などにより、行政機能が大幅に低下する事態が想定され、非常時優先業務を適切に実施するためには、外部からの応援職員等を適切に受け入れることが重要となる。発災時に人的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や役割分担等を明確化し、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。



第6章 物的支援受入計画

1~8 基本的な考え方、分担、要請、集積場所、輸送手段、義援物資

本市では、発災から1日間に必要となる最低限の物資について、現物備蓄 を行っているが、交通の遮断や燃料不足、被災状況や支援ニーズの把握が困 難なことにより、受援調整に時間を要するなど、様々な問題が生じることが 予想される。そこで、災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資 の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。



第7章 災害ボランティア受入計画

1~5 基本的な考え方、分担、ボランティアセンター、活動支援

大規模災害時の災害ボランティアの受入については、本市からの応援要請によるものだけでなく、被災地に訪れる応援本部が関知しない個人や組織への対応も想定される。これらの受け入れについて事前に対応方法を定めておくことにより、迅速かつ効果的な支援を受けることが可能となる。

これらの想定される問題について、事前に大網を定めスムーズに市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターと連携するため、本計画に基づき福祉部の災害対応マニュアルを定めるものとする。

第8章 今後の取り組み

業務継続計画は、策定すればよいというものでなく、策定後も計画の実行性を確認し、向上させるためには、業務継続の観点を意識した訓練等を実施していくことが重要である。

本計画は、研修や訓練を重ねながら、国の新しい制度や知見などの情勢の変化に伴う時点修正も含め、常に見直し・更新を行う。今後、作成する受援シートについても、随時内容を見直し、更新を図るものとする。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人材の育成について計画的に実施することが重要である。ただし、市単独では限界があることから、関係団体との災害時応援協定の締結を推進するとともに、既に協定を締結しているものについては、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築など、協定の実効性の確保に努める。